

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方公共団体には、急激な少子高齢化の進行に伴う子育て支援などの社会保障制度の充実、人口減少下における地域活性化対策など、多岐にわたる役割が求められている。さらに近年は、自治体 DX、脱炭素化の推進、感染症、物価高騰対策のほか、地方公共団体情報システムの標準化や多発する大規模災害への対応も迫られているが、地方公務員をはじめとする公的サービスを担う人員は圧倒的に不足している。

一方、政府は「骨太方針 2021」において、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしているが、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには、より積極的な財源確保が求められる。

このため、2025 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から前進し、賃上げ基調に対応する人件費の確保を含めた地方財政の実現に向けて、以下の事項を求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体 DX、脱炭素化の推進、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それらの対応に係る人件費も含めて、より積極的な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子育て支援、地域医療の確保、介護、生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが地方公共団体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。特に、これらの分野の人材確保のための地方公共団体の取組みを支える十分な財政措置を講じること。また、保育施設や学童保育施設等の職員の処遇改善及び保育士の配置基準を OECD 先進国並みに改善するための予算を措置すること。さらに、非正規職員の正規職員化や会計年度任用職員の雇用安定に向けた支援策を講じるほか、人員確保に向けた取組みを早急に実施すること。
- 3 地方交付税の原資となる国税 4 税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。また、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府が減税政策を行う場合、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組みの成果に応じた算定方法は、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障するという地方交付税制度の性格に反することから、今後採用しないこと。
- 6 会計年度任用職員においては 2024 年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続きその財政需要を十分に満たすこと。

- 7 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けて、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、必要な財源を保障すること。また、自治体 DX の推進に伴い、地方公共団体の負担増加が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 8 地域公共交通体系の整備のため、公共交通専任担当者の確保を支援すること。また、普通交付税の算定に当たり、地方公共交通政策を新たに算定項目として加え、こども・子育て政策と同様の扱いとするなど、一層の施策充実を図ること。
- 9 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、人口減少に直面する小規模自治体に配慮した、段階補正の拡充などの対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 25 日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方創生、経済財政政策）、デジタル大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣 あて